特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大玉村は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
大玉村長

公表日
平成30年8月8日

［平成30年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	市町村において、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部を委任する予定である。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③システムの名称	・住基記録システム（既存住民基本台帳システム） ・住民基本台帳ネットワークシステム ・中間サーバ・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
住民基本台帳ファイル 住基ネット本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成２５年５月３１日法律第２７号） ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2. 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点）　　・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求に係る住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の１０ （通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12 （通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠）：なし。 ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない （別表第二における情報提供の根拠）：番号法第19条7号、別表第二1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 ※別表第二の第30、34、39、40、58、59、85の2、89、105、116、117、120項に係る主務省令は未公布

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長

6. 他の評価実施機関
地方公共団体情報システム機構、総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村総務部政策推進課情報広報係　TEL0243-24-8098

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒969-1392 福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地 大玉村住民福祉部住民生活課住民国保係　TEL0243-24-8090

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　　500人未満　　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月7日	Ⅰ関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長	住民生活課長　鈴木健一	住民生活課長　安田春好	事後	人事異動による
平成28年6月7日	Ⅰ関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	1. 番号法第19条7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 （別表第二における情報照会の根拠） なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない） 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条	（別表第二における情報照会の根拠）：なし。 ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない （別表第二における情報提供の根拠）：番号法第19条7号、別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 ※別表第二の第30、34、35、39、40、48、58、59、84、89、91、101、105、116項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅰ関連情報/4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):なし。 ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない (別表第二における情報提供の根拠):番号法第19条7号、別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77,80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 ※別表第二の第30、34、35、39、40、48、58、59、84、89、91、101、105、116項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠):なし。 ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない (別表第二における情報提供の根拠):番号法第19条7号、別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2、89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条 ※別表第二の第30、34、39、40、58、59、85の2、89、105、116、117、120項に係る主務省令は未公布	事後	
平成30年7月31日	Ⅰ関連情報/5.評価実施機関における担当部署/②所属長の役職名	住民生活課長　安田春好	住民生活課長	事後	
平成30年7月31日	Ⅰ関連情報/7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求/請求先	大玉村総務部総務課情報統計係　TEL0243-24-8135	大玉村総務部政策推進課情報広報係　TEL 0243-24-8098	事後	
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象人数　評価対象の事務の対象者は何人か　いつの時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱者数　特定個人情報ファイル取扱者数は501人以上か　いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	